

議案第 17 号

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、このうち猶予制度（徴収猶予）の整備については平成 28 年 4 月 1 日から施行されること及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 33 号）が平成 28 年 1 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、それぞれ現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例

箱根町国民健康保険条例（昭和 34 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「52 万円」を「54 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 12 中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項中「52 万円」を「54 万円」に改め、同項第 2 号中「26 万
円」を「26 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改め、
同条第 3 項中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改め、
同

条第 4 項中「52 万円」を「54 万円」に改める。

第 20 条を次のように改める。

（徴収猶予）

第 20 条 法第 77 条の規定による保険料の徴収猶予については、箱根町町税条例の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 13 条の 6、第 13 条の 6 の 12 及び第 17 条の 4 の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。